**平成２１年（フ）第２６５号**
北海道余市郡余市町梅川町845番地
債務者　田代　　椿
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（フ）第１９０号**
茨城県日立市南高野町１丁目22番23号、前住所茨城県日立市水木町２丁目40番10号
債務者　川村美代子（旧姓小野瀬）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２１年（フ）第１９３号**
茨城県日立市十王町友部東３丁目１番地１宮本マンション401号
債務者　齋藤多喜子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２１年（フ）第１９７号**
茨城県日立市高鈴町１丁目11番５号、住民票上の住所茨城県日立市滑川町１丁目８番14―１号
債務者　野呂　誠一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２１年（フ）第１９８号**
茨城県日立市森山町３丁目８番35号
債務者　小船きぬい
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２１年（フ）第１９９号**
茨城県日立市田尻町２丁目45番18―203号
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２１年（フ）第１５３号**
岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野２番地69
メゾン花水木Ｂ棟105号
債務者　橋野　　学
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２１年（フ）第８７号**
福岡県築上郡上毛町大字下唐原2148番地15
債務者　下村新二郎
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２１年（フ）第８８号**
福岡県築上郡上毛町大字下唐原2148番地15
債務者　下村　順子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２１年（フ）第１０８号**
福岡県行橋市大字天生田896番地１、住民票上の住所福岡県行橋市大字矢留1927番地３松尾孝也方
債務者　松尾　孝之
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２１年（フ）第３８９号**
佐賀県多久市南多久町大字下多久2118番地107
債務者　小松ゆみ子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４６０号**
佐賀県多久市北多久町大字小侍776番地
債務者　宮路　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４７６号**
佐賀県佐賀市久保田町大字久富3461番地１
債務者　南　　亮太
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４７９号**
佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田707番地１
債務者　福島　敬二
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第６６号**
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目５番32号
債務者　岩切　哲明
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２１年（フ）第９５号**
秋田県由利本荘市川西字新屋敷78番地２
債務者　佐々木和人
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２１年（フ）第７４６号**
埼玉県所沢市東所沢１―24―６　ハイネス東所沢105号、住民票上の住所岐阜県岐阜市萱場東町６丁目７番地
債務者　今田　由香
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部